

函館市違反広告物
是正事務取扱要領

令和4年4月

函館市都市建設部まちづくり景観課

— 目 次 —

第 1 条	総 則	・ ・ ・ 1
第 2 条	違反広告物の調査	・ ・ ・ 1
第 3 条	違反事実の確認	・ ・ ・ 1
第 4 条	是正指導および勧告	・ ・ ・ 2
第 5 条	措置命令および許可の取消し	・ ・ ・ 4
第 6 条	違反事実の公表	・ ・ ・ 5
第 7 条	違反広告物に係る告発	・ ・ ・ 5
第 8 条	行政代執行	・ ・ ・ 6
第 9 条	略式代執行	・ ・ ・ 6
	附 則	・ ・ ・ 7
○	違反行為に対する事務処理フロー	
○	様式（第 1 号～第 18 号）	
○	別記様式（第 1 号～第 2 号）	
○	参考様式（1～4）	

函館市違反広告物是正事務取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号。以下「条例」という。）に違反する屋外広告物または屋外広告物を掲出する物件（以下併せて「違反広告物」という。）を表示し、または設置（以下「表示等」という。）する広告主等に対する是正事務について必要な事項を定めるものとする。

(違反広告物の調査)

第2条 市は、違反広告物の発見のため、「函館市屋外広告物パトロール実施要領」に基づき、定期的に巡回調査を行う。

2 市は、前項の調査により違反広告物として確認した物件については、「違反広告物台帳」（様式第1号）および「違反広告物一覧表」（様式第2号）を作成し、当該要領で定める処理を進めるものとする。

(違反事実の確認)

第3条 市は、前条の違反広告物の調査その他により、当該広告物の表示等にあたり条例に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑義があると認めた場合は、直ちに現地調査を行い、必要に応じ広告主等からの事情聴取を実施し、違反の事実を確認するものとする。

2 市は、違反行為に係る事実を確認するため、現地調査および事情聴取を実施し、必要に応じ、口頭または文書（様式第3号）により広告主等から次の例による資料を提出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 広告物および掲出物件に関する仕様書ならびに図面
- (3) 工事施工契約書の写し
- (4) その他参考となる書類

3 市は、現地調査の実施にあたって必要に応じ、広告物または掲出物

件の存する土地または建物への立入検査を実施するものとする。

- 4 市は、現地調査時において、広告主等が不在の場合は、電話または文書（様式第3号）により来庁を求め、事情聴取を行うものとする。
- 5 市は、違反行為が他の法令にも抵触するおそれがあると認められるときは、当該法令を所管する機関に通報するとともに、指導等について連携を図るよう努めるものとする。
- 6 市は、現地調査または事情聴取により違反行為に係る事実を確認したときは、広告主等に対し違反行為がある旨を告げ、その場で口頭により当該違反行為の中止を指導するほか、文書（様式第4号）により中止を指導するものとする。
- 7 中止指導に従わない場合、第4条第3項の許可基準に適合していない場合と同様の措置を講ずるものとする。
- 8 市は、違反広告物が公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるときは、広告主等に対し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 9 市は、現地調査および事情聴取を実施した結果ならびに第2項により広告主等から提出させた資料等を基に、違反広告物であることが確認された時点で、「違反広告物台帳」（様式第1号）を作成し、違反広告物について確認した事項、是正指導に関する処理の経過等を逐次記録するとともに、「違反広告物一覧表」（様式第2号）に違反行為の内容と処理の経過の概要を整理するものとする。
- 10 市は、現地調査および事情聴取を実施した結果ならびに第2項により広告主等から提出させた資料等により、違反広告物の存する場所の制限地域の区分の判定を行い、指導等に誤りが生じないように留意するものとする。
- 11 市は、「違反広告物台帳」（様式第1号）に、制限地域の区分の判定の経過が明らかとなる資料を添付し、「違反広告物台帳」（様式第1号）の保存期間中、これら資料を保存するものとする。

（是正指導および勧告）

第4条 市は、現に表示等されている違反広告物（第3条第6項の指導

により違反行為を中止したものを含む。)については、次により指導するものとする。

2 許可基準に適合している場合

(1) 広告主等から指導に係る広告物または掲出物件を引き続き表示等したい旨の申出があった場合は、広告主等が直ちに許可申請を行う予定を具体的に示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、広告主等に対し、文書（参考様式1に準じた文書）により、許可申請（変更の許可申請を含む。）を行うよう指導するものとする。

(2) 前号の文書による指導に従わない場合、次項第2号から第4号までの措置を講ずるものとする。

3 許可基準に適合していない場合

(1) 広告主等が違反行為を直ちに是正するための具体的な措置を示す等により、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、広告主等に対し、文書（参考様式2に準じた文書）による是正指導を行うものとする。

(2) 前号の文書による指導を行ったにも関わらず、広告主等による違反行為是正のための措置が講じられない場合には、広告主等に対し「違反行為に係る是正勧告書」（様式第5号）を送達し、違反行為が繰り返されないよう厳重に注意し、除却またはこれに代わるべき必要な措置を講ずるよう指導するものとする。この場合における是正勧告書の送達は、直接交付または配達証明郵便で行い、広告主等から「是正措置処理計画書」（様式第6号）および「確約書」（様式第7号）等を報告期限を定めて提出させることとする。

(3) 是正勧告に応じない者に対しては、事情聴取を行い、明確な是正の期限を示さない場合や是正の意思が認められない場合等、必要ある場合には「違反行為に係る是正再勧告書」（様式第8号）により再勧告を行うものとする。

(4) 広告主等が必要な是正措置を完了した場合は、「是正措置完了

報告書」(様式第9号)を提出させた後、その完了を確認するものとする。

(措置の命令および許可の取消し)

第5条 市は、第3条第6項の文書による中止指導もしくは第4条による是正勧告書または是正再勧告書の送達に対し、当該違反行為が直ちに中止されず、または是正措置処理計画書の提出期限までに是正措置が講じられない場合(広告主等から合理的期間内に是正措置を講じる旨の是正措置処理計画書が提出され、その期間内に是正措置が講じられた場合を除く。)で、次のいずれかに該当するときは、条例第18条の規定に基づき、必要な措置をとるよう命ずることができる。なお、違反広告物が許可を受けたものである場合には、条例第17条の規定に基づく許可の取消し、または、必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 違反広告物を放置すれば良好な景観の形成、風致の維持または公衆の危害防止に著しい支障があるとき。

(2) 違反行為の内容が特に悪質であり、これを放置すれば条例の適正な運用に著しい支障があるとき。

2 市は、前項の措置の命令等をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、函館市行政手続条例(平成8年条例第32号)第3章の規定に基づき、広告主等について、意見陳述のための手続きをとるものとする。

(1) 許可の取消しをしようとするとき。 聴問

(2) 措置の命令をしようとするとき。 弁明の機会の付与

3 市は、広告主等に対し、許可の取消し、または措置の命令を命令書(様式第10~14号)の送達により行うものとする。この場合において、命令書にはその理由を記載し、広告主等への直接交付または配達証明郵便により通知するものとする。

4 市は、広告主等が前項の措置の命令を受けた場合で、是正措置が完了したときは、前条第3項第4号に準じて是正措置完了報告書を提出

させた後、その完了を確認するものとする。

- 5 市は、措置命令の内容が履行されない場合には、広告主等に対する事情聴取等を実施の上、命令の履行催告（様式第15号）を行うものとする。

（違反事実の公表）

第6条 市は、措置の命令をしたときは、条例第16条の2第3項に基づき公表することができる。

- 2 規則第20条の2に定める「インターネット」とは、都市建設部まちづくり景観課のホームページとし、ホームページにおける掲示期間は、概ね前条第4項による是正措置完了報告書を受理した日までとする。また、「その他の方法」には報道機関への情報提供を含むものとする。
- 3 当該広告物の表示内容または掲出物件の設置場所等、当該広告物または掲出物件を特定するために必要な事項には、違反広告物の写真を含むものとする。なお、公表用の写真の撮影にあたっては、当該違反広告物以外の広告物または掲出物件などが写らないよう留意するものとする。

（違反広告物に係る告発）

第7条 市は、広告主等が第5条による措置命令に従わず、何らの是正措置を講じない場合で、命令に従う意思がないと認められる場合または許可の取消しが行われたにも関わらず、違反広告物の表示等を継続している場合には、あらかじめ市長と協議の上、所轄警察署等に対し刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発を文書（参考様式3または4に準じた文書）により行うものとする。

- 2 市は、前項の規定により所轄警察署等に対し告発をしたときおよび告発に係る当該警察署等から処分の通知があったときは、その都度写しを付して、市長に報告するものとする。
- 3 市は、告発を行うにあたっては、刑事訴訟法第250条（公訴時効期間）第2項第6号（長期5年未満の懲役もしくは禁錮または罰金に当

たる罪については3年) および第253条(時効の起算点)の規定に留意するものとする。

(行政代執行)

第8条 市は、前条の告発を行ったとき、または公衆への危害を防止するために急を要する場合には、必要に応じ、行政代執行法に基づき代執行を行うものとする。この場合の代執行は次の方法により行うものとする。

- (1) 広告主等に文書(様式第16号)により戒告する。この場合において、送達の方法は、広告主等への直接交付または配達証明郵便で行うものとする。
- (2) 市は戒告の指定期限までには是正されないときは、「代執行令書」(様式第17号)を交付の後、代執行を行う。

(略式代執行)

第9条 市は、次の事項に留意し、対象物件に「勧告書」(別記第1号様式)を貼付する。

- (1) 申し出の指定期限は、貼付の日から15日を経過した日とする。
- (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。

2 市は、違反広告物に係る広告主等から前項に規定する期間内に同項の申し出がないときには、次の事項に留意し、対象物件に「警告書」(別記第2号様式)を貼付する。

- (1) 略式代執行を行う日は警告書の貼付の日から30日程度経過した日とする。
- (2) 貼付箇所は表示面とし、できるだけ表示内容に影響のないところとする。

3 市は警告書貼付後速やかに、略式代執行を行う旨文書(様式第18号)により告示する。なお、実行日は条例第18条第4項に基づき告示の日から起算して15日を経過した日以降とする。

- 4 市は当該広告物または掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれがある場合は、前各項に規定する期間にかかわらず、略式代執行を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

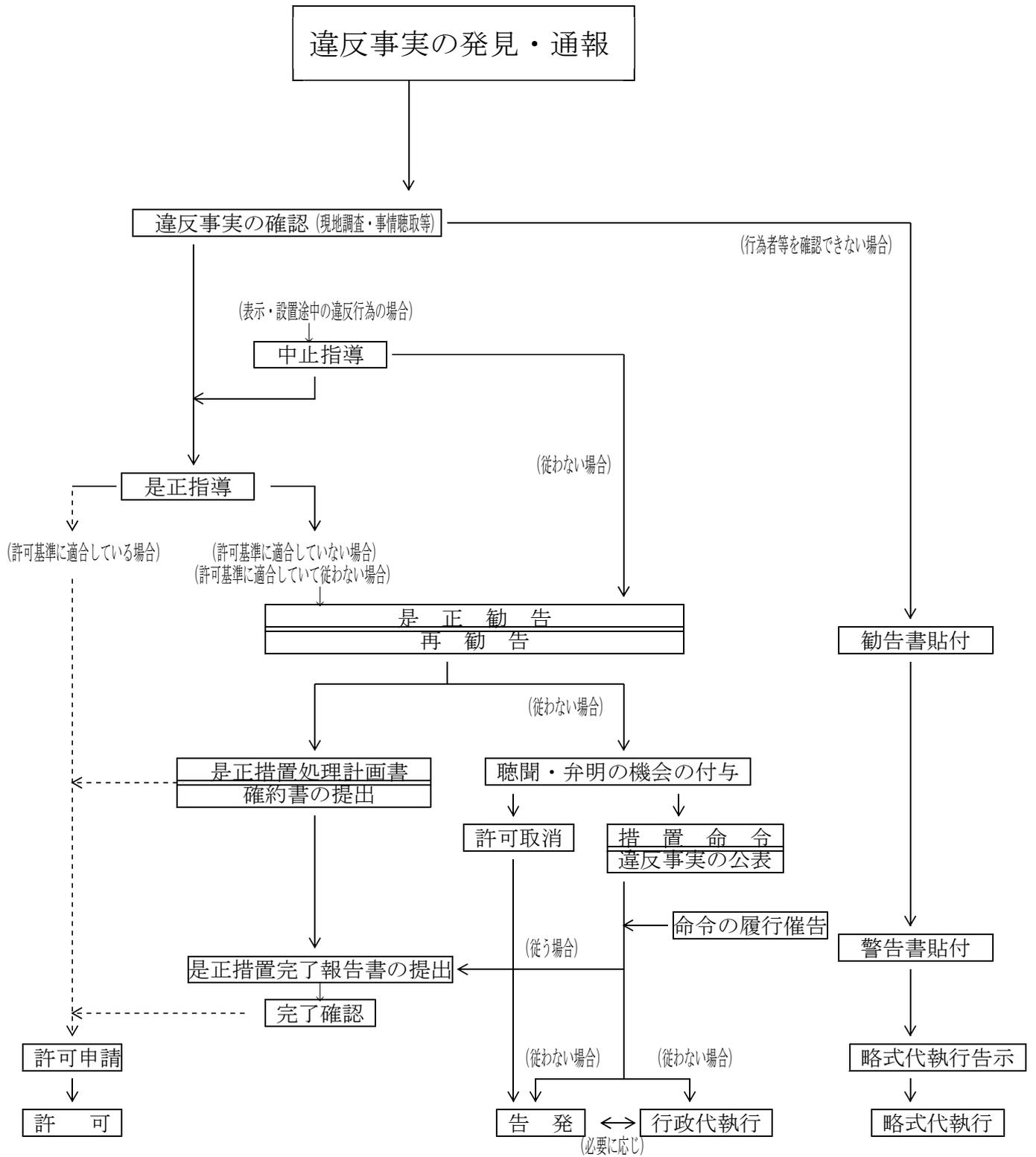
附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

○違反行為に対する事務処理フロー



様式第1号(表)

違反広告物台帳

(年度把握案件)

整理番号	—
------	---

違反物件の概要	物件所在地		
	広告主	(住所・所在地)〒 (氏名・名称・代表者氏名)	(電話番号) (屋外広告業登録番号) (資格) (屋外広告物講習会終了番号)
	表示設置受託者・管理者	(住所・所在地)〒 (氏名・名称・代表者氏名)	(電話番号) (屋外広告業登録番号) (資格) (屋外広告物講習会終了番号)
	地域区分	第 種制限地域 ・ 第 種特別制限地区	
	用途地域等	都計区域内 (地域)、建基法 ()、他 ()	
	違反広告物の種類	地上広告物 ・ 壁面広告物 ・ 屋上広告物	
	違反内容	無許可物件・違反物件	
	表示内容	*違反広告物の特定のため、表示文言等を記載	
他法令違反	法(条例)第 条違反 (に係る無許可等)		
処理経過	初回現地調査日時	年 月 日	
	初回現地調査者職・氏名	<input type="checkbox"/> 主 係員	
	報告書の徴収	年 月 日	
	立入検査	年 月 日	
	立入検査者職・氏名	<input type="checkbox"/> 主 係員	
	指導(口頭・文書)	① 年 月 日(文書・口頭) ② 年 月 日(文書・口頭) ③ 年 月 日(文書・口頭) ④ 年 月 日(文書・口頭)	
	是正勧告書	年 月 日	
	是正再勧告書	年 月 日	
	許可取消し・措置命令・公表	年 月 日	
	告発・行政代執行	年 月 日	
処理完結	年 月 日 許可・改修・移転・除却・その他()		
その他	*広告主等に土地権利原がないこと等、特記事項を記載		

(違反広告物の是正件数)

		是正対象・物件数			是正済・物件数			
		初回調査確認時	再確認時増減①	再確認時増減②	再確認時増減③	是正①	是正②	是正③
確認(是正)年月日		
地上広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件
壁面広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件
屋上広告物	区分	/	訂正増減・増設	訂正増減・増設	訂正増減・増設	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済	許可済・除却改修済
	件数	件	件	件	件	件	件	件

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置に係る
〔資料の提出〕〔事情聴取〕について (通知)

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、函館市屋外広告物条例〔第○条第○項〕の規定に違反している〔おそれがある〕ことから、その内容について〔確認〕〔お尋ね〕したいことがありますので、次のとおり〔資料を提出〕〔来庁〕願います。

記

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類および数量
- (2) 表示内容
- (3) 表示または設置の場所
- (4) 許可(制限)地域の区分

2 来庁日時および場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
- (2) 場 所

3 持参書類

(必要なものを記載すること。)

4 その他

当日、来庁できない場合は、次に連絡してください。

連絡先 函館市東雲町4番13号
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話 0138-21-3389

(都市建設部まちづくり景観課)

((注)〔 〕の箇所は、事案の内容に応じ適切な語句を選択すること。
以下同じ。)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・設置の中止について (通知)

〔貴社〕〔あなた〕が表示・設置をしようとしている次の屋外広告物は、函館市屋外広告物条例〔第○条第○項〕の規定に基づく市長の許可を〔受けなければしてはならないものでありますが、許可を受けていない〕〔受けているところですが、許可の内容に違反する〕〔受けているところですが、許可に付した条件に違反する〕行為ですので、直ちに工事を中止してください。

なお、この後の措置については、追って通知します。

記

- 1 屋外広告物の種類および数量
- 2 表示内容
- 3 表示または設置の場所
- 4 許可地域の区分

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

違反行為に係る是正勧告書

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、函館市屋外広告物条例〔第○条第○項〕の規定に基づく〔市長の許可を受けずに行われた〕〔市長の変更の許可を受けずに行われた〕〔市長の許可に付せられた条件に違反した〕〔市長の変更の許可に付された条件に違反した〕ものであり、誠に遺憾であります。

つきましては、屋外広告物の表示・設置にあたっては、同条例の規定を遵守し、再び違反行為を行わないよう厳重に注意します。

また、本件行為に関して、次のとおり是正の措置を講ずるよう勧告しますので、この勧告に基づき講ずる措置について、 年 月 日までに別紙是正措置処理計画書により提出してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例〔第○条〕の規定による〔許可の取消し〕〔除却その他の措置〕を命ずることとなるので、あらかじめ申し添えます。

記

- 1 屋外広告物の種類および数量
- 2 表示内容
- 3 表示または設置の場所
- 4 許可地域の区分
- 5 措置すべき内容
- 6 提出を要する書類
 - (1) 是正措置処理計画書
 - (2) 確約書
 - (3) その他関係図書

- 7 報告先 函館市東雲町4番13号
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話0138-21-3389

(都市建設部まちづくり景観課)

是 正 措 置 処 理 計 画 書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付で勧告のあった是正措置については、次のとおり処理する計画ですので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 屋外広告物の種類および数量
- 2 表示内容
- 3 表示または設置の場所
- 4 許可地域の区分
- 5 措置の内容および期限
 - 1 許可基準に適合するよう改修します
 - 2 許可可能な地域に移転します
 - 3 除却します
 - 4 その他
- 6 添付書類

確 約 書

〔当社〕〔私〕が函館市屋外広告物条例の規定に違反して〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕屋外広告物については、〔違反行為に係る是正勧告書に基づき、 年 月 日までに別添の是正措置処理計画書のとおり是正措置を完了する〕〔許可を 年 月 日までに申請する〕ことを確約します。

なお、屋外広告物を表示しまたは設置するにあたっては、函館市屋外広告物条例の規定を遵守し、違反行為を繰り返さないことを誓います。

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

函 都 景
年 月 日

(告 告 主 等) 様

函 館 市 長 ○ ○ ○ ○

違反行為に係る是正再勧告書

〔貴社〕〔あなた〕が〔表示・設置をしようとしている〕〔表示・設置した〕次の屋外広告物は、函館市屋外広告物条例〔第〇条第〇項〕の規定に基づく〔市長の許可を受けずに行われた〕〔市長の変更の許可を受けずに行われた〕〔市長の許可に付せられた条件に違反した〕〔市長の変更の許可に付された条件に違反した〕ものであり、認められたため、
年 月 日で当該違反の是正を勧告したところですが、未だに履行されておられません。

つきましては、本案件に関して、次のとおり是正の措置を講ずるよう再度勧告します。

また、この勧告に基づき講ずる措置については、年 月 日までに別紙是正措置処理計画書により提出してください。

なお、この勧告に従わないときは、同条例〔第〇条〕の規定による〔許可の取消し〕〔除却その他の措置〕を命ずることとなるので、あらかじめ申し添えます。

記

- 1 屋外広告物の種類および数量
- 2 表示内容
- 3 表示または設置の場所
- 4 許可地域の区分
- 5 措置すべき内容
- 6 提出を要する書類
 - (1) 是正措置処理計画書
 - (2) 確約書
 - (3) その他関係図書

- 7 報告先 函館市東雲町 4 番 1 3 号
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話 0 1 3 8 - 2 1 - 3 3 8 9

(都 市 建 設 部 ま ち づ く り 景 観 課)

是 正 措 置 完 了 報 告 書

年 月 日

函館市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで〔勧告〕〔命令〕のあった是正措置については、次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 完了年月日
年 月 日
- 2 措置の内容
- 3 添付書類

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）第18条の規定により、次のとおり屋外広告物の表示または設置の中止を命じます。

記

- 1 中止を命ずる屋外広告物の種類および数量
- 2 中止を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 中止を命ずる屋外広告物の表示または設置の場所
- 4 理 由

函館市屋外広告物条例第○条第○項の規定に違反し、〔良好な景観の形成を害すると認められるため〕〔風致を害すると認められるため〕〔公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるため〕〔許可申請書に虚偽の記載があったため〕

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所（または○○地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例(平成17年条例第41号)第18条の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

記

- 1 措置を命ずる屋外広告物の種類および数量
- 2 措置を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 措置を命ずる屋外広告物の表示または設置の場所
- 4 措置の内容
- 5 履行期限
年 月 日

6 理 由

函館市屋外広告物条例第○条第○項の規定に違反し、[良好な景観の形成を害すると認められるため][風致を害すると認められるため][公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるため][許可申請書に虚偽の記載があったため]

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、函館市(訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。)を被告として、函館地方裁判所(または○○地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）第18条の規定により、
次のとおり屋外広告物の表示または設置の中止を命じます。

記

- 1 中止を命ずる屋外広告物の種類および数量
- 2 中止を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 中止を命ずる屋外広告物の表示または設置の場所
- 4 理 由

函館市屋外広告物条例〔第○条第○項〕の規定に違反し、屋外広告物を表示・設置しようとしているため

教 示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所（または○○地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

函館市屋外広告物条例(平成17年条例第41号)第14条の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

記

- 1 措置を命ずる屋外広告物の種類および数量
- 2 措置を命ずる屋外広告物の表示内容
- 3 措置を命ずる屋外広告物の表示または設置の場所
- 4 措置の内容
- 5 履行期限
年 月 日

6 理 由

函館市屋外広告物条例〔第○条第○項〕の規定に違反し、屋外広告物を表示・設置しているため

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、函館市(訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。)を被告として、函館地方裁判所(または○○地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

違反行為に係る命令の履行催告書

〔貴社〕〔あなた〕が表示・設置した次の特定の屋外広告物は、函館市屋外広告物条例の規定に違反していると認められ、 年 月 日付けで〔必要な措置〕を命じたところですが、未だに履行されておられません。

よって、命令を履行することを、ここに催告します。

記

- 1 〔措置〕を命じた屋外広告物の種類および数量
- 2 〔措置〕を命じた屋外広告物の表示内容
- 3 〔措置〕を命じた屋外広告物の表示または設置の場所
- 3 措置の内容
- 4 履行期限
- 5 理 由

(都市建設部まちづくり景観課)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

戒 告 書

年 月 日付けで、次の屋外広告物を○○（措置命令の内容を記載する）するよう命じましたが、未だに履行されておられません。

つきましては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に基づき年 月 日までに○○（措置命令の内容を記載する）されないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を行い、その費用をあなたから徴収しますので、あらかじめ申し添えます。

記

- | | | | |
|---|------------|-----|----|
| 1 | 表示または設置の場所 | | |
| | 種 | | 類 |
| | 表 示 | 内 容 | |
| | 申 請 | 者 | 住所 |
| | | | 氏名 |
| | 管 理 | 者 | 住所 |
| | | | 氏名 |

(都市建設部まちづくり景観課)

注 無許可物件の場合は、「申請者」を「広告主等」と読み替え、「管理者」を削除する。

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

代 執 行 令 書

年 月 日付けで、次の屋外広告物を○○（措置命令の内容を記載する）するよう戒告しましたが、指定期限までに履行されていないため行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に基づき代執行を行うことを同法第3条第2項により通知します。

なお、代執行に要した費用は、同法第2条によりあなたから徴収します。

記

- 1 対 象 広 告 物
表示または設置の場所
種 類
表 示 内 容
申 請 者 住所
氏名
管 理 者 住所
氏名
- 2 代 執 行 の 時 期
- 3 執 行 責 任 者
- 4 代執行費用の概算見積額

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所（または○○地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分または裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（都市建設部まちづくり景観課）

注 無許可物件の場合は、「申請者」を「行為者等」と読み替え、「管理者」を削除する。

様式第18号（略式代執行（告示））
（記号）第 号告示

函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）第18条の規定により、次の広告物を〇〇（代執行の内容を記載）する。

函 都 景
年 月 日

函館市長 〇〇 〇〇

1 代執行を行う内容

2 代執行を行う広告物
表示または設置の場所
種類 類
表 示 内 容

3 代執行を行う日 年 月 日

違反広告物一覧表(年度把握案件)

様式第2号
年 月末現在

整理番号	物件所在地	広告主 <small>住所・所在地・氏名・名称・代表者氏名</small>	表示設置受託者・管理者(住所氏名) <small>住所・所在地・氏名・名称・代表者氏名</small>	地域区分	違反広告物の種類	違反広告物の是正指導状況						違反内容	表示内容	特記事項	完結	
						是正対象	許可済	除却改修済	処理済	指導中	未指導					未是正
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
年度 違反広告物数 計					地上広告物				0			0				
					壁面広告物				0			0				
					屋上広告物				0			0				
違反広告物数 総計(各年度計)					地上広告物				#REF!			#REF!				
					壁面広告物				#REF!			#REF!				
					屋上広告物				#REF!			#REF!				

注

- 1 本様式は、「違反広告物台帳」(様式第1号)を作成したものについて、把握年度ごとに作成すること。
- 2 「整理番号」は、「違反広告物台帳」(様式第1号)の「整理番号」を記載すること。
- 3 各欄は、「違反広告物台帳」(様式第1号)の該当欄の記載内容を記入すること。
- 4 新たに把握した案件を順次追加するとともに、処理が完結し「違反広告物数」の「現在数」の項目が0となった案件についても、処理が完結した年度が終了するまで削除しないこと。

○違反広告物台帳と違反広告物一覧表の記載方法について

1 違反広告物台帳（様式第1号）の記載方法

- ① 現地調査、広告主および設置業者等への事情聴取ならびに各種図面等により違反広告物であると確認した時点で作成することとし、各項目については、調査の進行により判明した内容を順次記載すること。
- ② 広告主および物件所在地が同一である違反広告物（以下「案件」という。）を単位として作成すること。ここで、「物件所在地が同一」とは、敷地および建築物等が同一であること（自家用広告物にあっては、事務所または営業所が同一であること。）をいう。ただし、所在地が異なる物件であっても、同一施設等への案内用広告物である場合など、違反広告物の指導監督上合理的な場合には、例外的に同一案件として台帳を作成しても差し支えないものとする。
- ③ 同一案件については、年度を超えて物件が増設された場合であっても、新規増設物件について新しく違反広告物台帳（様式第1号）を作成しないこと。
- ④ 表面の「整理番号」は、案件を把握した年度ごとに付番することとし、最初に当該年度を番号表示すること（例えば平成30年度に最初に把握した案件であれば「30-1」）。
- ⑤ 表面の「地域区分」を記載するにあたっては、「違反広告物に係る地域区分チェック表」（様式第3号）を作成し、誤りのないように留意するとともに、同表を判定の経過が明らかとなる資料と併せて、違反広告物台帳（様式第1号）に添付し保存すること。
- ⑥ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「物件数」とは、許可申請の単位となり得る広告物の数量を指すものとする。従って、壁面広告物では、広告板であるものについては板面、直接壁面にペンキ等で描かれたものについては意匠上一体となる部分を1単位とする。また、地上広告物については、掲出物件である工作物ではなく、掲出物件に附属する広告板の板面を1単位とし、屋上広告物であって立方体構造の場合には、立方体の各面を1単位とする。
- ⑦ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の「初回調査確認時」の項目は、初回現地調査時において違反広告物を確認した年月日を記載するとともに、「地上広告物」、「壁面広告物」および「屋上広告物」ごとに違反広告物の物件数を記載すること。
- ⑧ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の「再確認時増減」の項目は、初回現地調査後の再度の調査に基づき「初回調査確認時」の件数を訂正増減する場合または初回現地調査後に違反行為者が違法に屋外広告物を増設した場合における違反広告物の増減数を記載する（許可や除却改修による減少は記載しないこと）。従って、「初回調査確認時」の件数＋「再確認時増減」が当該案件における違反広告物の是正対象物件数となる。
- ⑨ 表面の「違反広告物の是正件数」欄の「是正済・物件数」の「是正」の項目は、許可や除却改修が行われた年月日または除却改修を現地調査等により確認した年月日を記載するとともに、許可済または除却改修済により是正された件数を記載する。
- ⑩ 裏面の「処理経過記載欄」には、表面の「処理経過」欄に記載した処理の日付のほか、処理の内容を具体的に記載するとともに、是正指導担当者が記載内容を確認し、押印すること。

2 違反広告物一覧表（様式第2号）の記載方法

- ① 違反広告物台帳（様式第1号）ごとに各項目を記載し作成すること。従って、ある案件について、翌年度に物件が新しく増設された場合にも、翌年度の一覧表に別途記載するのではなく、既存の当該案件の一覧表の「是正対象」の項目に記載すること。
- ② 「整理番号」は、違反広告物台帳（様式第1号）の「整理番号」を記載すること。
- ③ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「是正対象」の項目は、違反広告物台帳（様式第1号）の「違反広告物の是正件数」欄の「是正対象・物件数」の項目の「初回調査確認時」の件数＋「再確認時増減」の件数を記載すること（従って、この件数には既に是正された件数も含み得るものである。）。
- ④ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「許可済」および「除却改修済」の項目は、違反広告物台帳（様式第1号）の「違反広告物の是正件数」欄の「是正済・物件数」の項目の「是正」の件数を記載すること。
- ⑤ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「指導中」は、口頭指導および文書指導を広告主等に対して行った場合、すなわち違反広告物台帳（様式第1号）の「処理経過」欄のうち「指導（口頭・文書）」を記載した場合に記入すること。
- ⑥ 「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「未指導」は上記⑤以外の場合（違反広告物台帳（様式第1号）を作成したが、口頭指導および文書指導を行っていない場合）に記載すること。
- ⑦ 「特記事項」欄には、他法令違反、相手方の是正意思の有無、今後の是正計画等を簡潔に記載すること。
- ⑧ 「完結」欄は、「違反広告物の是正指導状況」欄のうち、「未是正」の項目の件数が0となった場合に「完結」と記載すること。
- ⑨ 各年度の把握案件ごとおよび総計の件数を月末ごとに整理すること。
- ⑩ 完結した案件は、当該年度が終了するまでは違反広告物一覧表（様式第2号）から除却せず、翌年度4月末現在一覧表から除却するものとする。

別記第1号様式

勸告書

この屋外広告物は函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）
第 条第 号に違反していますので、この広告物を表示し、もしくは設
置し、または管理する方は 年 月 日までに申し出てください。

なお、期日までに申し出がないときは、同条例第18条の規定に基づき、
代執行により違反の是正を行います。

年 月 日

函館市長 ○○ ○○

- ・ 申し出および問い合わせ先
函館市東雲町4番13号
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話0138-21-3389

別記第2号様式

警告書

この屋外広告物は函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）
第 条第 号に違反するため、同条例第18条の規定に基づき、 年
月 日に（是正の内容を記載）します。

なお、この広告物を表示し、もしくは設置し、または管理する方は申し出
てください。

年 月 日

函館市長 ○○ ○○

- ・ 申し出および問い合わせ先
函館市東雲町4番13号
函館市都市建設部まちづくり景観課
電話0138-21-3389

(参考様式3) (許可済みの違反行為の場合の告発状)

函 都 景
年 月 日

北海道警察 方面 警察署
司 法 警 察 員 様

告 発 人

告 発 状

次のとおり函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）に違反する事実がありますので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発します。

記

- 1 被告発人の住所および氏名
- 2 違反事実の存する屋外広告物の種類および数量
- 3 違反事実の存する屋外広告物の表示内容
- 4 違反事実の存する屋外広告物の表示または設置の場所
- 5 違反事実
被告発人は、
 - (1) 函館市屋外広告物条例第 条第 項の規定に基づく函館市市長の許可を受け、 年 月 日から表示または設置した屋外広告物が〔良好な景観の形成を害すると認められた〕〔風致を害すると認められた〕〔公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められた〕〔許可申請書に虚偽の記載があった〕
 - (2) また、前記(1)の違反行為に対して函館市市長が 年 月 日付けで行った同条例第18条の規定に基づく是正措置命令にもかかわらず、違反行為を継続し、もって市長の命令に違反したものである。
- 6 適用条項
函館市屋外広告物条例第○条違反（同条例第○条第○号該当）
函館市屋外広告物条例第18条の規定による命令に違反（同条例第○条第○号該当）
- 7 違反行為に対する措置等の経過
 - (1) 年 月 日 現地調査 (別添1)
 - (2) 年 月 日 被告発人からの事情聴取 (別添2)
 - (3) 年 月 日 函館市長の是正指導 (別添3)
 - (4) 年 月 日 函館市長の是正命令 (別添4)
- 8 参考資料
 - (1) 位置図 (別添5)
 - (2) 現況（概況）図 (別添6)
 - (3) 土地利用図 (別添7)
 - (4) 証拠写真 (別添8)
 - (5) その他関係図書

注) この様式の文例は、参考として示したものであるもので、実際の作成にあたっては、当該違反事案の実態に即して適切な表現等で記載すること。

(参考様式4) (無許可の違反行為の場合の告発状)

函 都 景
年 月 日

北海道警察 方面 警察署
司 法 警 察 員 様

告 発 人

告 発 状

次のとおり函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）に違反する事実がありますので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発します。

記

- 1 被告発人の住所および氏名
- 2 違反事実の存する屋外広告物の種類および数量
- 3 違反事実の存する屋外広告物の表示内容
- 4 違反事実の存する屋外広告物の表示または設置の場所
- 5 違反事実
被告発人は、
 - (1) 函館市屋外広告物条例第 条第 項の規定に基づく函館市長の許可を受けないで、屋外広告物を表示または設置したと認められた
 - (2) また、前記(1)の違反行為に対して函館市長が 年 月 日付けで行った同条例第18条の規定に基づく是正措置命令にもかかわらず、違反行為を継続し、もって市長の命令に違反したものである。
- 6 適用条項
函館市屋外広告物条例第○条違反（同条例第○条第○号該当）
函館市屋外広告物条例第18条の規定による命令に違反（同条例第○条第○号該当）
- 7 違反行為に対する措置等の経過
 - (1) 年 月 日 現地調査 (別添1)
 - (2) 年 月 日 被告発人からの事情聴取 (別添2)
 - (3) 年 月 日 函館市長の是正指導 (別添3)
 - (4) 年 月 日 函館市長の是正命令 (別添4)
- 8 参考資料
 - (1) 位置図 (別添5)
 - (2) 現況（概況）図 (別添6)
 - (3) 土地利用図 (別添7)
 - (4) 証拠写真 (別添8)
 - (5) その他関係図書

注) この様式の文例は、参考として示したものであるもので、実際の作成にあたっては、当該違反事案の実態に即して適切な表現等で記載すること。

(参考様式1) (許可申請があれば、許可が可能だと思われる場合)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

屋外広告物条例に基づく許可申請について(通知)

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として、経済活動や社会活動を円滑にする役割を果たしていますが、無秩序に氾濫すると環境や景観を損なうことから、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、函館市屋外広告物条例において表示・設置のルールを定めています。

同条例では、屋外広告物の種類や表示・設置場所ごとに許可基準(表示面積、高さ等)を定め、表示・設置する場合には許可申請が必要であることなどを規定しており、これらのルールを遵守していただくため、市においては、地域を選定し、屋外広告物の表示・設置状況の調査を順次進めております。

つきましては、今回調査した結果、[貴社][あなた]が表示・設置している次の屋外広告物は、同条例第6条第1項により許可が必要ですが、許可申請の手続きがなされていないため、別添パンフレットを参照され、年 月 日までに許可申請の手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 表示または設置の場所
- 2 種類・数量 地上広告物()・屋上広告物()・壁面広告物()
- 3 許可地域の区分 地域
- 4 許可基準 別添パンフレットを参照してください。
- 5 表示の内容 別添写真のとおり

問合わせ先

函館市都市建設部まちづくり景観課
電話0138-21-3389

※ 「屋外広告物許可申請書」を添付する。

(参考様式2) (許可申請があっても、許可が難しい場合)

函 都 景
年 月 日

(広告主等) 様

函館市長 ○○ ○○

屋外広告物条例に基づく措置について(通知)

屋外広告物は身近な情報を伝える手段として、経済活動や社会活動を円滑にする役割を果たしていますが、無秩序に氾濫すると環境や景観を損なうことから、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、函館市屋外広告物条例において表示・設置のルールを定めています。

同条例では、屋外広告物の種類や表示・設置場所ごとに許可基準(表示面積、高さ等)を定め、表示・設置する場合には許可申請が必要であることなどを規定しており、これらのルールを遵守していただくため、市においては、地域を選定し、屋外広告物の表示・設置状況の調査を順次進めております。

今回調査した結果、[貴社][あなた]が表示・設置している次の屋外広告物は、同条例第6条第1項による許可申請の手続きがなされておらず、同条例施行規則第3条による許可基準に不適合となっております。

つきましては、別添パンフレットを参照され、許可基準に適合するよう改修方法等の措置を検討され、別添是正措置処理計画書を 年 月 日までに提出されますようお願いいたします。

記

- 1 表示または設置の場所
- 2 種類・数量 地上広告物()・屋上広告物()・壁面広告物()
- 3 許可地域の区分 地域
- 4 許可基準 別添パンフレットを参照してください。
- 5 表示の内容 別添写真のとおり

問合わせ先

函館市都市建設部まちづくり景観課
電話0138-21-3389

※ 「是正措置処理計画書」を添付する。